

国不建 1 6 1 号  
令和 6 年 2 月 2 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を契約金額に適正に反映するため、PPP/PFI 事業の契約締結後において、受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するよう、内閣府より、公共発注者に対して周知が行われました（別紙参照）。

必要に応じて、発注者に対して協議の申出をいただくよう、会員企業に対して周知方お願いいたします。

府政経シ第 24 号  
令和 6 年 1 月 19 日

各省庁等 PFI 担当局長 殿  
各都道府県 PFI 担当部長 殿  
各都道府県市区町村担当部長 殿  
各指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）  
（ 公 印 省 略 ）

PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）においては、「公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、最新の材料価格等を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等の徹底を要請した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める」、「国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」こととされています。

これらの趣旨に鑑み、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を契約金額に適正に反映するため、PPP/PFI 事業の契約締結後において、受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るようお願いします。ただし、令和 6 年能登半島地震への対応（被災地への支援を含む。）を行っている場合には、当該対応に支障が出ないよう配慮をお願いします。

都道府県市区町村担当部長におかれては、貴管下の市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について周知いただくようお願いします。

以上